

## ウ 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担減額措置

離島等厚生大臣が定める地域においては、通所系サービスの介護報酬に15%相当の特別地域加算が行われ、利用者負担についても15%相当の額となる。離島等の地域でない住民との負担の均衡を図る観点から、市町村の判断により、低所得者について、離島等地域におけるホームヘルプサービスの特別地域加算分に相当する利用者負担の一部を助成する措置を講じた場合に、国及び都道府県の補助の対象とする。

(ア) 市町村が実施主体であり、助成措置を講じるかどうかは市町村の判断。

(イ) 対象市町村

離島等地域が存在する市町村。

(ウ) 対象利用者

市町村民税本人非課税の者(生活保護受給世帯の者を含む)。

(エ) 助成範囲

社会福祉法人等が提供するホームヘルプサービス(事業所が離島等地域にあるものに限る。)を利用した場合に、10%の利用者負担を9%とし、その差額の1/2について助成を行う。

この結果、15%増額となる離島等地域の利用者負担のうち、8割弱が社会福祉法人等と公費によって負担されることとなり、同様のサービスを通常の地域で受けた場合の利用者負担10に対して、離島等地域の利用者の実負担は10.35になる。

なお、ア又はイの措置によってホームヘルプサービスの利用者負担の軽減を受けている者については、適用しないものとする。

(エ) 助成方法

市町村の助成は、ホームヘルプサービスを提供する事業者(社会福祉法人等)に対して行う。

具体的には、事業者が1%部分の利用者負担をいったん代わりに負担し、1回あるいは年2~3回に分けて、負担総額の1/2について助成申請を行い、それに対して市町村が助成を行う。

(才)負担割合

介護保険における公費負担の割合に準じて、国1／2、都道府県1／4、市町村1／4とすることを考えている。

注)政令指定都市、中核市についても、介護保険における公費負担の割合に準じて、国1／2、都道府県1／4、市町村1／4。



## 特別養護老人ホームの旧措置入所者の利用者負担の特例について

標記については、平成11年12月20日に開催された医療保健福祉審議会に案が諮問され、平成12年1月12日に答申を受けたところ。

基本的な内容は、以下のとおり。

### 1 趣旨

特別養護老人ホームの旧措置入所者については、負担の激変緩和措置として、利用者負担が現行の費用徴収額を基本的に上回らないようにする。

### 2 考え方

<介護保険制度の利用者負担>

$$\text{利用者負担} = \text{介護費用の } 10\% + \text{食費負担}$$

(高額介護サービス費による上限あり。)

<介護保険法施行法の規定>

所得の区分ごとに0%から10%の範囲内において厚生大臣が定める割合

平均的な食費の状況や所得の状況を勘案して、厚生大臣が定める金額

<特例措置>

|                |     |   |          |
|----------------|-----|---|----------|
| (収入24万円以下)     | 0%  | + | 0~8,300円 |
| (24~34万円以下)    | 0%  | + | 9,000円   |
| (34~40万円以下)    | 3%  | + | 9,000円   |
| (40~48万円以下)    | 3%  | + | 15,000円  |
| (48~68万円以下)    | 5%  | + | 15,000円  |
| (68~266万6千円未満) | 10% | + | 15,000円  |
| (266万6千円以上)    | 10% | + | 22,800円  |

### 3 具体的内容

#### (1) 旧措置入所者の食費の特例標準負担額

|   |  |
|---|--|
| ・老齢福祉年金の受給者であって、市町村民税世帯非課税者であるもの<br>・被保護者<br>・標準負担額が1日当たり500円であれば被保護者となるが、1日当たり300円であれば被保護者とならない者 | 1日当たり300円<br>(1日当たり300円であれば、法の施行の際の1日当たりの本人に係る費用徴収額を上回る場合にあっては、当該費用徴収額)。 |
| ・市町村民税世帯非課税者<br>・標準負担額が1日当たり500円であれば被保護者とならない者  | 1日当たり500円。   |
| ・上記に該当しない者  | 1日当たり760円。   |

#### (2) 旧措置入所者の利用者負担の特例

|   |  |
|---|--|
| ・老齢福祉年金の受給者であって、市町村民税世帯非課税者であるもの<br>・被保護者 | 100分の97（ただし、1月当たりの自己負担額が法の施行の際の1月当たりの本人に係る費用徴収額（以下「費用徴収額」という。）を上回る場合にあっては、100分の100）。                             |
| ・市町村民税世帯非課税者であって、上記に該当しないもの               | 100分の90。<br>100分の90とすると1月当たりの自己負担額が費用徴収額を上回る場合にあっては、100分の95。<br>100分の95とすると1月当たりの自己負担額が費用徴収額を上回る場合にあっては、100分の97。 |
| ・上記に該当しない者                                | 100分の90。   |

※ 老齢福祉年金を受給していない者であっても、現行費用徴収基準の収入区分において40万円以下の基準が適用になっている者については、老齢福祉年金の受給者と同様の取扱いとし、この旨後日通知を発出する予定。

## II 介護予防・生活支援対策について

介護保険法の円滑な実施の観点から、高齢者が出来る限り寝たきりなどの要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないようにすること（介護予防）や、自立した生活を確保するために必要な支援を行うこと（生活支援）が重要であることから、平成12年度予算（案）において介護予防・生活支援事業として367億円の予算を計上したところである。

本事業の事業内容等については、既に昨年11月29日の本会議上において概算要求段階のものをお示ししたところであるが、メニュー事業の内容は概算要求時点と変わらないので、事業の詳細については、昨年11月の会議で示した資料を参考とされたい。

また、本年4月から介護保険法が施行されることにより、介護保険の対象外となる者に対するサービスが強く求められ、各都道府県・市町村においても、これに対応するための予算の確保が必要であると思料されるため、現段階での配分方法（案）をお示しするので、各都道府県・市町村においては、本事業の積極的な活用をお願いするとともに予算・事務的な面において適切な対応を図られたい。

なお、本事業は11年度の「在宅高齢者保健福祉推進支援事業」を整理し、12年度に新たに「介護予防・生活支援事業」として創設する予定である。

（事業の概要） 別紙1のとおり

（「市町村事業」の実施方法等）

市町村が自らの選択により行う介護予防・生活支援事業（メニュー事業）に対して助成を行う（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

（配分方法） 別紙2のとおり

今回は別紙「介護予防・生活支援事業」のうち「①市町村事業」についてのみ示すこととする。

なお、個別メニューの単価等については別紙3を参考とされたい。

## 別紙1

### ◎ 市町村事業

#### 1. 高齢者等の生活支援事業

- (1) 配食サービス事業
- (2) 外出支援サービス事業
- (3) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
- (4) 高齢者共同生活（グループリビング）支援事業
- (5) 軽度生活援助事業
- (6) 住宅改修指導事業
- (7) 訪問理美容サービス事業

#### 2. 介護予防・生きがい活動支援事業

##### (1) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

- ① 高齢者の健康づくり・スポーツ活動への育成・支援
- ② 高齢者の学習・創作活動等地域文化活動への育成・支援
- ③ 高齢者のボランティア活動等社会参加活動への育成・支援
- ④ 世代間交流・伝統文化伝承等の地域活性化活動への育成・支援

##### (2) 高齢者生きがい活動支援通所事業（生きがい対応型デイサービス）

##### (3) 介護予防事業（主に自立・要支援者を対象）

- ① 転倒予防教室（寝たきり防止事業）
- ② 痴呆予防・介護事業
- ③ IADL訓練事業
- ④ 地域住民グループ支援事業
- ⑤ 高齢者食生活改善事業
- ⑥ 生活習慣改善事業

##### (4) 生活管理指導事業

- ① 生活管理指導員派遣事業
- ② 生活管理指導短期宿泊事業

#### 3. 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業

#### 4. 寝たきり予防対策事業

- 寝たきり予防対策普及啓発事業

#### 5. 地域ケア体制整備事業

- 緊急通報体制等整備事業

### ◎ 都道府県・指定都市事業

#### 1. 高齢者自身の取り組み支援事業

- (1) 仲間づくり支援事業
- (2) 高齢者のスポーツ、健康づくり及び地域活動等を推進するための組織づくり事業

#### (3) 高齢者の社会活動の振興のための指導者等育成事業

#### 2. 寝たきり予防対策事業

- 寝たきり予防対策普及啓発事業

### ◎ 老人クラブ活動等事業

## 別紙2

### 介護予防・生活支援事業（市町村事業分）交付基準限度額（案）

#### 1. 一般事業分

（単位：千円）

| 区分<br>(管内65才以上人口)      | 限度額（案）<br>(事業費ベース) | (参考) 11年度限度額 |        |        |
|------------------------|--------------------|--------------|--------|--------|
|                        |                    | 一般分          | 生きがいトイ | 合計     |
| 1,000人未満               | 17,000             | 4,000        | 2,000  | 6,000  |
| 1,000人以上<br>2,500人未満   | 19,000             | 4,500        | 2,000  | 6,500  |
| 2,500人以上<br>5,000人未満   | 28,000             | 8,000        | 2,000  | 10,000 |
| 5,000人以上<br>10,000人未満  | 42,000             | 11,400       | 4,000  | 15,400 |
| 10,000人以上<br>25,000人未満 | 73,000             | 22,600       | 6,000  | 28,600 |
| 25,000人以上<br>50,000人未満 | 150,000            | 51,000       | 8,000  | 59,000 |
| 50,000人以上              | 225,000            | 79,000       | 10,000 | 89,000 |

#### 2. 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業分

1か所あたり 9,000千円を限度

## 別紙3

### ◎事業別参考単価等

| 事業名  | 参考単価等   |
|--|---|
| 配食サービス事業   | 650円(1食)  |
| 外出支援サービス事業   | 5,000円(1人・1回)                                       |
| 寝具等洗濯乾燥消毒サービス事業<br>・寝具乾燥消毒<br>・寝具乾燥消毒+汚れ落とし<br>・寝具水洗い<br>・衣類洗濯サービス   | 2,200円(1組)<br>4,200円(1組)<br>10,000円(1組)<br>800円(1回) |
| 新 高齢者共同生活(グループホーム)支援事業<br>① プログラム作成・ボランティア連携等<br>② 初度設備費   | 2,000千円<br>2,000千円                                  |
| 新 軽度生活援助事業   | 800円(1時間あたり)  |
| 新 住宅改修指導事業<br>・リフォームヘルパー活動   | 訪問介護の介護報酬<br>(身体介護中心)並び                             |
| 新 訪問理美容サービス事業  | 通常の理美容代以外の移動や設備等訪問事業として必要となる経費                      |
| 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業   | 各自治体の実態に応じた経費                                       |
| 高齢者生きがい活動支援通所事業<br>(生きがい対応型デイサービス事業)   | 別途示す予定  |
| 新 介護予防事業<br>○転倒予防、痴呆予防・介護、IADL訓練等教室の開催<br>・グループホーム(既存施設利用型)初度設備費<br>○ 地域住民グループ支援事業<br>○ 高齢者食生活改善事業<br>○ 生活習慣改善事業 | 別途示す予定  |
| 新 生活管理指導事業<br>① 生活管理指導員派遣事業<br>② 生活管理指導短期宿泊事業  | 訪問介護の介護報酬<br>(身体介護中心)並び<br>3,810円(1人あたり・1日)         |
| 寝たきり予防対策事業<br>○ 寝たきり予防対策普及啓発事業   | 別途示す予定  |
| 地域ケア体制整備事業<br>○ 緊急通報体制等整備事業  | 各自治体の実態に応じた経費                                       |

(注) これらはあくまでも参考単価であり、地域の実情に応じて弾力的に単価設定することを妨げるものではない。

### III 介護サービス適正実施指導事業について

- 介護サービス適正実施指導事業の基本的な考え方については、昨年11月29日の全国会議（資料 p 76～77）においてお示ししたところであるが、その具体的な事業内容については、現時点では概ね次のように考えており、メニュー事業的な執行できるようにすることを予定している。
- なお、さる19日に、厚生大臣と率直な意見交換を行う有識者の会議「よりよい介護保険に育てる会」の第1回会合が開催されたが、2月29日に予定されている次のこの会議で、摘発や監視というよりサービス内容の向上支援や利用者の権利擁護の観点からの仕組みとして、高齢者や地域のリーダーの協力を得て利用者の相談援助や事業者への助言を行う取り組みなどが議論される予定である。
- この結果も踏まえつつ、こうした取り組みのほか、サービス利用状況の把握、サービスに関する情報提供、苦情対応に関する取り組みについて、メニューの追加を行いたいと考えている。これらについては、とりまとまり次第、別途お示しする予定である。

#### <サービス事業者振興事業>

- ・都道府県事業（シルバーサービス地方振興組織等に委託可。国 1/2、都道府県 1/2）または市町村事業（基幹型在宅介護支援センター等における実施も可。国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 \*）
- ・都道府県または市町村域内の居宅介護支援事業者、介護サービス事業者の連絡体制を構築し、定期的な会議の開催等を通じて、サービス相互の連携の推進を図るほか、新規に参入しようとする民間企業等に対して介護サービス事業の立ち上げの相談や支援を実施。

#### <モデル契約普及事業>

- ・都道府県事業（シルバーサービス地方振興組織等に委託可。国 1/2、都道府県 1/2）
- ・介護サービス事業者に対するモデル契約の広報、普及。

#### <ケアプラン作成技術向上事業>

- ・市町村事業（在宅介護支援センター等に委託可。国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 \*）
- ・事例検討会の開催を通じて、地域の居宅介護支援事業者が介護サービス計画（ケアプラン）作成に際しての留意点等を意見交換し、作成技術を向上。

#### <地域サービスマップ作成事業>

- ・市町村事業（適当な法人又は団体に委託可。国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 \*）
- ・介護保険サービスのほか、介護予防・生活支援サービスを含めた地域密着型のサービス情報マップを作成。

#### <福祉用具購入・住宅改修事業者研修事業>

- ・市町村事業（在宅介護支援センター等に委託可。国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 \*）
- ・福祉用具購入・住宅改修事業者に対する研修、情報提供。

#### <痴呆性老人グループホーム適正実施指導事業>

- ・市町村事業（基幹型在宅介護支援センター等における実施も可。国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 \*）
- ・密室でのサービスとなりがちな痴呆性老人グループホームについて、適正な運営が実施されているかどうか点検し、必要に応じて指導。

「\*」=政令指定都市、中核市の場合は、国 1/2、市 1/2。

## IV 要介護者以外に対する介護保険サービス提供の可否について

事務連絡

平成12年1月21日

各都道府県介護保険担当課（室）長殿

厚生省老人保健福祉局  
介護保険制度施行準備室長

### 要介護者等以外の自費負担によるサービスの利用について

要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）以外の者が、介護保険サービスを全額自己負担することによって利用することが可能か否かについて、事業者等からの照会が寄せられているところである。

今般、厚生省としての考え方を以下のとおり整理したところであるので、関係者等への周知方、よろしくお願ひする。

#### 記

##### 1. 施設サービスについて

介護保険施設については、介護保険法上、要介護者に対してサービスを提供することを目的とする施設とされており、同施設に対し要介護者以外の者を全額自己負担により入院・入所させることについては、施設の目的外の利用となるものであり認められない。

##### 2. 居宅サービスについて

指定居宅サービス事業者がサービスを提供するにあたっては、当然ながら要介護者等に対するサービス提供を優先する必要がある。

しかしながら、介護保険の運営基準を遵守した上で、なお余力がある場合においては、指定居宅サービスの提供に支障がない範囲で、要介護者等以外の者に対するサービス提供を行うことは可能である。

ただし、この場合において、要介護者等以外に対するサービスの提供により、指定居宅サービスの提供に支障があると考えられる場合には、運営基準違反となることに留意されたい。また、例えば、通所系サービスにおいて、要介護者等に加えて、要介護者等以外の者に対しても併せてサービス提供を行うような

場合には、人員配置等において、要介護者等に対するサービスの水準を確保することは当然に必要である。

なお、短期入所系サービスの提供の場合は、施設サービスと同様の考え方から、原則として認められないものであるが、例外的に認められるものとしては、以下のような場合が考えられる。

- (1) 自立者等の生活支援・介護予防という観点から、市町村が生活管理指導短期宿泊事業を行う場合
- (2) 身体障害者に対する短期入所系サービスとの相互利用が認められる場合

### 3. その他

要介護者等が居宅サービスを利用するにあたって、当該者の支給限度額（短期入所の場合は利用可能日数）を超えて利用する場合（いわゆる「上乗せサービス」を利用する場合）については、全額自己負担によって利用することが可能である。

以上